

第24期第23回農業委員会総会

- ◇日時 令和4年5月13日（金）午後2時00分
- ◇場所 昭島市役所301会議室
- ◇出席委員 1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治
13番 野島喜博
- ◇欠席委員
- ◇議事録署名委員 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康
- ◇事務局 森田事務局長 飯島農政係長
- ◇会議に付した事項 議案第1号 昭島市農業委員会会議規則の一部改正について
議案第2号 生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程の一部改正について
議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号 都市農地貸借円滑化法による貸借について
議案第6号 認定都市農地利用状況の報告について
報告第1号 農地法第3条の規定による届出について（専決）
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
- 議 長 それでは、只今から、第23回農業委員会総会を開催します。
本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は
10番 木野委員 11番 宮崎委員 を指名します。
- これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、
議案第1号 昭島市農業委員会会議規則の一部改正について
議案第2号 生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程の一部改正について
議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (1件)
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)
議案第5号 都市農地貸借円滑化法による貸借について (2件)
議案第6号 認定都市農地利用状況の報告について (3件)
報告第1号 農地法第3条の規定による届出について（専決） (1件)
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決） (3件)
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決） (3件)
- 議 長 それでは、議案第1号 昭島市農業委員会会議規則の一部改正について、上程いたします。事務局より提案説明願います。
- 農政係長 はい、事務局。

総会資料 1 ページになります。昭島市農業委員会会議規則について、第13条第2項の署名・押印という文言が出てきます。署名は自署でお願いしていることから、押印は必要ないと判断されたため、条文の押印を削らせていただく提案でございます。

以上、よろしく申し上げます。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、昭島市農業委員会会議規則の一部を改正します。

議長 次に、議案第2号 生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程の一部改正について、上程いたします。
事務局より提案説明を願います。

農政係長 はい、事務局。
総会資料 2 ページになります。生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程の様式第1号（第2条関係）の最下段の「印」の文字が必要ないと判断されたため、「印」の文字を削らせていただきたく提案させていただきます。
以上、よろしく申し上げます。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

8番委員 これは、会長印は押すけれども、「印」の字は印刷から消すということですか。

農政係長 はい。その通りでございます。

8番委員 わかりました。

議長 他に質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程の一部を改正します。

議 長 次に、議案第3号 番号1 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上程いたします。

総会資料 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上記の議案を次のとおり提出する 令和4年5月13日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積852㎡ 被相続人 ■■■■ ■■■■ 相続人 ■■■■ ■■■■ 相続開始年月日 令和3年8月31日 被相続人との続柄 子。

議 長 当該農地の耕作状況について説明願います。
10番 木野委員説明願います。

10番委員 はい、説明いたします。
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料3ページのとおりです。案内図は4ページを参照してください。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年5月9日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、A班（細井委員、石川委員、坂本委員、高垣委員）です。土地の案内につきましては、■■■■から南に300mほど進み、■■■■を■■■■に150mほど進み、信号機を左に曲がり450mほど進み、■■■■の路地を右に曲がり60mほど進んだ作業所北側の農地です。農地の状況ですが、一面耕耘済みで、西側にネギの種取り用が10本ありました。また、畑の周りの雑草を取るよう指摘をしました。同居の親族は、耕作していません。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、ジャガイモ、サトイモ、ミニトマト、ネギの植え付け。夏は、ジャガイモとトマトの収穫、秋植の耕耘、小松菜の種まき。秋は、小松菜とネギの収穫作業。冬は、小松菜収穫の後耕耘となっています。出荷先等は、自家消費となっています。納税猶予の説明は、致しました。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付します。

議 長 次に、議案第4号 番号1 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。

総会資料 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、上記の議案を次のとおり提出する。令和4年5月13日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積52㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有権移転

議 長 事務局より補足説明願います。

農政係長

はい。事務局。
皆様の机の上に、農地法第3条の規定による許可申請の別添の書類を置かせていただいております。おめくりいただいて、1枚目の裏になります。農機具等は、耕運機と草刈り機がありまして、トラクターはリース予定となっております。また、おそらくですが、現地調査に行った際にはすでに1台借りていまして、所有している部分の生産緑地はトラクターがかけてあったかと思えます。
農作業に従事する方は現在2名。本人と娘さんとなっております。
次のページに行ってください、権利を取得しようとする者という4番の部分がございませう。そちらに、本人と長女の方のお名前がございませう。ただ、従事するにもここは生産緑地ですので、ご本人たち心を入れ替えたといひませうか、弟さん、長男さんが最近お手伝いをしていただけていひるということひ、その方が参加することひなっています。
おめくりいただきまして、次のページになります。5-2「権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）」という部分の3番目の四角にチェックが入っています。これは、農地の位置や面積、形状等からみて、隣接する農地の方以外が利用しなければ他の方が使うことが困難と思われひる農地に該当していひるということひになります。総会資料6ページに公図が載っていますが、現在この三角形の農地の北側、東西に幅1.2mの赤道がございませう。入り口はこの道路のみといひることひして、現在の所有者の方は「本格的な作業はできなひ」といひることひで、栗の木を植えたといひのお話でございませう。
以上です。

議 長

ありがとうございます。
続きまして、当該農地の耕作状況について説明願ひませう。
4番 石川委員、説明願ひませう。

4番委員

はい、説明いたしませう。
申請者名、土地の所在は総会資料5ページのとおりです。案内図は6ページを参照してください。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年5月9日立会ひ者は、申請者、会長、職務代理、A班です。過去3年の労働日数は、譲渡人が1年目2年目3年目ともに10日間、譲受人が1年目2年目3年目ともに150日間となっています。土地の案内ですが、■■■■から■■■■に進み、北へ約274m進んだ先の■■■■を渡り、北へ約127m進み左折、道なりに北へ216m進み左折して西へ約44m進み、左折して南へ約23m進み、共同住宅の脇を進み正面の農道を左折し、西へ約19m進んだ■■■■の三角形の農地になります。農機具の関係ですが、事務局から説明があつたように、耕運機が1台、刈り払い機が1台、トラクターはリースとなっています。農地の状況ですが、栗が1本なつており、その他は全体的にきれいに除草されています。申請人もしくは同居の親族が耕作していひるかについては、していひませう。農地と認められなひ部分はありませう。年間の作付け状況ですが、春は、ジャガイモ。夏は、ジャガイモの収穫。秋は、現在植えられていひる栗の木の肥培管理。冬も、栗の木の肥培管理となっています。出荷先ですが、■■■■となります。農地法第3条許可での所有権移転についての説明はしましませう。指摘事項は、特にありませう。
以上です。

議 長

ありがとうございます。
続きまして、農地法第3条の規定による譲受人の経営農地についてでございませう。

総会資料

農地法第3条の規定による譲受人の経営農地 令和4年5月13日
番号1-1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積380㎡ 地番

■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積153㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積236㎡ 番号1-2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積99㎡ 番号1-3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積261㎡ 面積合計1,129㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■

議長

当該農地の耕作状況について説明願います。
4番 石川委員、説明願います。

4番委員

はい、説明いたします。

番号1-1 申請者名、土地の所在は総会資料7ページのとおりです。調査年月日は、令和4年5月9日 土地の案内ですが、■■■■から■■■■に進み、北へ約274m先の■■■■を渡り北に約127m進み、左折して道なりに北へ約216m進み、左折して西へ約44m進み、左折して南へ約23m進み、共同住宅脇を進んだ先の農地になります。農地の状況ですが、ジャガイモ4作、サトイモ3作、ナス10本、ネギ2作、梅8本、ヒメリンゴ1本、柿2本、アジサイ1本、クスノキ1本、耕運機用の物置が1つありました。その他はきれいに耕耘されていました。周囲の状況ですが、東は、畑。南は、■■■■。西は、■■■■。北は、住宅です。耕作状況は、野菜及び果樹の栽培となっています。指摘事項として、伐採した枝の処分をするように指摘しました。

次に、番号1-2 申請者名、土地の所在は総会資料7ページのとおりです。調査年月日は、令和4年5月9日 土地の案内ですが、■■■■■■■■■■から北へ約167m進み、■■■■の手前で右折し、東へ約226m進み、突き当りの丁字路を右折し、南へ約53m進み左折し、約41m進んだ突き当りの共同住宅地敷地の北側の■■■■に面した三角形の農地です。農地の状況ですが、プラム2本、キウイ1本、雑木1本が栽培されており、畑全体がきれいに除草されていました。周囲の状況ですが、東側は、■■■■。南側は、共同住宅。西側は、住宅。北側は、■■■■となります。耕作状況は、果樹栽培となっています。

次に、番号1-3 申請者名、土地の所在は総会資料7ページのとおりです。案内図は総会資料10ページを参照してください。調査年月日は、令和4年5月9日 土地の案内ですが、番号1-1で案内させていただきました地番■■■■、■■■■、■■■■から、■■■■沿いを八王子方面へ約100m先に位置する■■■■沿いの農地です。農地の状況ですが、梅2本、プラム1本、柿の木1本、ミカン3本、ビワ1本、ブルーベリー5本、グミ1本、椿1本が栽培されています。また、敷地内3か所に山になっている剪定くずと草ゴミがありましたのでその処理と、農地境にある雑木の剪定及び処理をお願いしました。周囲の状況ですが、東側は、住宅。南側は、■■■■。西側は、■■■■。北側は、住宅となります。耕作状況は、果樹栽培となっています。

それから付け加えですが、こちらで指摘させていただきました伐採した枝の処分と、今説明しました敷地内3か所にわたる剪定くずと草ゴミ、境にある雑木の剪定処理について、昨日見に行きましてが、調査日と変わらずまだ手がついておりませんでした。

以上です。

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

農政係長

はい、事務局。

先ほど石川委員からご指摘のあったごみ処理でございますが、パトロールの翌日から開始はしているようで、おそらくまだそんなに量は変わっていないというのは言っていました。その日の夕方窓口の方に来られた際には「結構あります。」とは言っていました。ただ、このところ天気が悪いので、できていないのかなと

は思われます。

4 番委員 もう一つ、■■■■の土地、■■■■の土地ですが、非常に道路付きが悪く、調査日当日もどこから行っていかかわからない土地だったので、そこを片付けるというのはかなり時間がかかるかと思えます。その辺を考慮していただいて、判断していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 他に何かございますでしょうか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に農地法第3条の規定による許可申請について、許可証を交付します。

議 長 次に、議案第5号 番号1 都市農地貸借円滑化法による貸借について、上程いたします。

総会資料 議案第5号 都市農地貸借円滑化法による貸借について 上記の議案を次のとおり提出する。令和4年5月13日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治
番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積710㎡のうち500㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積758㎡のうち200㎡ 地番■■■■
■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積462㎡ 面積合計1,162㎡ 貸付人 ■■■■ ■■■■
■■■■ 借受人 ■■■■ ■■■■ 契約期間 2022年6月1日から2027年5月30日までの5年間 種類 使用貸借

議 長 事務局より事業計画について説明を願います。

農政係長 はい、事務局。

それでは、都市農地貸借円滑化法による貸借についてご説明いたします。

厚い方の机上資料6ページからになります。■■■■にお住いの■■■■が、■■■■の■■■■の農地を借りて就農するということになります。農業経験につきましては、机上資料7ページからになります。「4. 農業研修等の実績」について、2020年9月から2021年2月末まで■■■■の■■■■で週2日の研修。また、ほぼ同時期の2020年10月からは■■■■の■■■■で研修を受けており、今も週1日通っている状態です。

次に、机上資料8ページ。「7. 営農計画」について、5年後の売上目標といたしましては約721万円。所得目標は約374万円ということでございます。販売については、隣接市の八王子市での販売となります。

次に、机上資料9ページ「11. 今後（5年後まで）の販路の拡大について」についてでございます。■■■■の買取り、八王子市内のスーパー、道の駅などへの出荷ということでございます。新規就農者のこの販路の狭さと言いますか、どこの農協にも出せない状況が続いていると思われます。

次の10ページから13ページまでは作付けの計画と経費の内訳という形になります。5ページに戻っていただくと、■■■■市農業委員会の耕作証明というものがあります。■■■■さんは■■■■市■■■■町の方で就農してまして、耕作証明が出るということはかなり一生懸命やられているのかなと思います。

以上です。

議長 続きまして、当該農地の貸借の内容について説明願います。
地区委員の6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明いたします。
番号1 貸付人、借受人、土地の所在等につきましては総会資料11ページに記載のとおりです。また、土地の案内図及び公図の写し等は総会資料12ページのとおりです。契約内容につきましては、事務局より説明があったとおりです。調査年月日は、令和4年5月9日 立ち合い者は、会長、職務代理、A班、申請者、事務局です。土地の案内につきましては、■■■■より■■■■へ30m直進し左折、143m直進した後斜め左方向へ進み、90m直進した左側の農地の南側の部分です。農地の状況ですが、全面耕耘してありましたが、若干の雑草がありました。また、12ページの公図を見ていただくとわかる通り、地番■■■■は生産緑地から外れている細長い土地でございまして、雑草が生い茂っていました。貸付人の従事内容につきましては、事務局より説明があったとおりです。借受人の事業内容につきましては、生産する予定の作物は長ネギとのことで、具体的な品種等については、苗の間屋さんと相談し7月頃より作付けを開始する予定とのことです。また、主な販売先は八王子市内の飲食店やスーパーマーケットとのことです。指摘事項について、地番■■■■の部分は生産緑地ではないので、東側道路からの作業用進入路として使用することとし、そのための除草管理を行うように指導しました。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議のないものと認め、本件については、申請人に都市農地貸借円滑化法による貸借の計画決定をいたします。

議長 次に、議案第5号 番号2 都市農地貸借円滑化法による貸借について、上程いたします。

総会資料 議案第5号 都市農地貸借円滑化法による貸借について 上記の議案を次のとおり提出する。令和4年5月13日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治
番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積710㎡のうち210㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積495㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積758㎡のうち558㎡ 面積合計1,263㎡ 貸付人 ■■■■ ■■■■
借受人 ■■■■ ■■■■ 契約期間 2022年6月1日から2027年5月30日までの5年間 種類 使用貸借

議長 事務局より事業計画について説明を願います。

農政係長 はい、事務局。

それでは、都市農地貸借円滑化法による貸借についてご説明いたします。
厚い方の机上資料15ページからになります。もう1名の、■■■■の■■■■さんの畑を半分使われる■■■■さんでございます。机上資料の29ページをご覧ください。一般の方が畑を借りて就農できるまでにこれだけの手間がかかるということでございます。昭島市農業委員会の方でも相談に来られると、八王子アカデミーや農業振興事務所、または東京都農業会議をご紹介し、農業の研修等をしていただきながら、新規就農希望者経営計画支援会議の皆様には計画の手伝いをさせていただきながら、申請書を作成してくるという形になっています。その後、農業会議の方の力を借りて畑を探し、マッチングすれば借り始めることができるという、なかなか長い道のりになります。■■■■さんは、今回の昭島がまさに第1カ所目になります。

机上資料15ページをご覧ください。こちらは東京都担い手育成総合支援協議会というところに計画書を提出した段階のものになりますので、■■■■さんの住所が■■■■になっていますが、現在は総会資料の通り■■■■に引っ越していますので、ご了承ください。この机上資料15ページ以降の資料が、新規就農希望者経営計画支援会議で計画の助言を受けて作成した計画書になります。机上資料の16ページになります。就農希望に至るまでの経緯と農業研修等の実績について、2019年にトウモロコシの収穫・出荷作業の手伝いをしたことが就農を本気で考えるようになったきっかけというお話でございまして、実績としては2019年9月から現在まで、■■■■の■■■■で野菜の栽培、収穫、出荷を行っています。次の17ページになります。営農計画について、5年後の売上目標といたしましては約520万円。所得目標は約302万円ということでございます。販売については、道の駅と直売所というところがございます。直売所に関しては、新規就農者の方たちが持ち寄って販売する場所が■■■■にあるそうでして、そちらでも販売するとのことでした。

机上資料18ページ、今後（5年後まで）の販路の拡大についてでございます。やはり■■■■の農家さんの協力を得ながら、道の駅や直売所、スーパーへの販路を広げていくとのこと、ここに昭島が入らないのは悲しいところでございます。

次の19ページから26ページまでは作付けの計画と経費の内訳という形になります。27、28ページにつきましては、新規就農希望者経営計画支援会議の設置要綱にある対象者の基準になります。ご参考までにつけさせていただきましたので、お目通しいただければと思います。

机上資料14ページに戻っていただきます。今までの経験実績から、東京都担い手育成総合支援協議会会長の青山侑様から推薦の方が来ておりますので、こちらにつけさせていただきました。

以上です。

議長

続きまして、当該農地の貸借の内容について説明願います。
地区委員の6番 細井委員説明願います。

6番委員

はい、説明いたします。

番号2 貸付人、借受人、土地の所在等につきましては総会資料11ページに記載のとおりです。また、土地の案内図及び公図の写し等は総会資料14ページのとおりです。契約内容につきましては、事務局より説明があったとおりです。調査年月日は、令和4年5月9日 立ち合い者は、会長、職務代理、A班、申請者、事務局です。土地の案内につきましては、■■■■より■■■■へ30m直進し左折、143m直進した後斜め左方向へ進み、90m直進した左側の農地の北側の部分です。総会資料14ページを見ていただきますとわかる通り、地番で言いますと地番■■■■、地番■■■■、地番■■■■となっております。農地の状況ですが、全面にわたり耕耘してありましたが、若干の雑草がありました。また、北側

隣地との境に物置がありました。貸付人の従事内容につきましては、事務局より説明があったとおりです。借受人の事業内容につきましては、令和4年、本年から作付けを開始するとのことでした。生産する予定の作物は小松菜とハウレンソウです。また、主な販売先は先ほど事務局の説明でもありました、新規就農者たちの直売所等で販売する予定とのことでした。指摘事項について、地番■■■■の北側隣地との境部分に東側道路より軽トラック2台分ぐらいの侵入経路を作り、そこを作業用の侵入経路として使用してもらうように指摘しました。また、北側隣地との境にありますコンクリートの塊について、この土地の所有者が重石代わりとして使用していたとのことですが、この塊や石ころは整理するように指導しました。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

8 番委員 はい。■■■■さんも■■■■さんも、昭島まで農業のために通うことになるということですか。

議 長 事務局。

農政係長 はい、そうなります。お2人とも近いので、片道20分くらいというお話でございます。

議 長 他に質問等ありますか。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議のないものと認め、本件については、申請人に都市農地貸借円滑化法による貸借の計画決定をいたします。

議 長 次に、議案第6号 番号1 認定都市農地の利用状況の報告書について上程いたします。

総会資料 議案第6号 認定都市農地の利用状況の報告書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和4年5月13日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治
番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積899㎡ 地番■■■■
登記簿畑 現況畑 面積52㎡ 面積合計951㎡ 貸付人 ■■■■ ■■■■
借受人 ■■■■ ■■■■ 契約期間 2021年4月25日から2026年4月24日まで 種類 使用貸借

議 長 事務局より補足説明願います。

農政係長 はい。総会資料19ページになります。上の方の「イ：生産した農作物5割以上昭島市内で販売する計画」ということですが、■■■■で販売されております。また下の方にある、「周辺農業に周辺住民の生活環境と調和した工作を継続していくため、■■■■さんは下記の作業に年間25日」ということですが、本人のご体調の方があまりすぐれないということで、ご家族の方などがご協力し合って、25日以上の従事ということになっております。

以上補足でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。
続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の8番 篠委員説明願います。

8番委員

はい、説明いたします。
番号1 貸付人、借受人及び土地の所在は、総会資料16ページのとおりです。案内図は次の17ページのとおりでございます。主な耕作者は、借受人です。調査年月日は、令和4年5月9日 立会いは、借受人、会長、職務代理、A班、そして私です。過去1年間の労働日数は年250日。土地の案内につきましては、■■■■■■を西の■■■■■■へ207m、■■■■■■を左折、南へ入りまして、■■■■■■の前を通り、信号から208m、■■■■■■■■■■■■■■と■■■■■■の間を右折し、西へ77m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、トウモロコシ2列の5作、タマネギ5列、ブロッコリー7作、ナス5作、オクラ2列、ニンジン8列等を栽培いたしております。また、近々サツマイモ100本と、キクイモ、空芯菜を栽培の予定ということです。年間の作付け状況は、夏秋冬にかけて現在栽培中の作物を栽培、また管理、収穫を行うということです。また作物によっては春と秋に種まき、植え付けを行うということでございます。主な出荷先は、■■■■■■、■■■■■■になります。指摘事項は、特にありません。
以上です。

議 長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議 長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

議 長

ご異議ないものと認め、本件については、認定都市農地の利用状況の報告書のとおり、適正に耕作されていた回答をいたします。

議 長

次に、議案第6号 番号2 認定都市農地の利用状況の報告書について上程いたします。

総会資料

議案第6号 認定都市農地の利用状況の報告書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和4年5月13日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治
番号2 所在 ■■■■■■ 地番■■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積615㎡ 貸付人 ■■■■■■ ■■■■■■ 借受人 ■■■■■■ ■■■■■■ 契約期間 2019年4月25日から2024年4月24日まで 種類 使用貸借

議 長

事務局より補足説明願います。

農政係長

はい。総会資料24ページになります。上の方の「イ：生産した農作物5割以上昭島市内で販売する計画」ということございまして、■■■■■■で販売されております。また下の方に移りまして、所有者の協力事項として、周辺住民の生活環境に調和した耕作を継続していくため、■■■■■■さんは下記の作業に年間25日以上従事していたということになります。

以上補足でございます。

議長 はい、ありがとうございます。
続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の8番 篠委員説明願います。

8番委員 はい、説明いたします。
番号1 貸付人、借受人及び土地の所在は、総会資料16ページのとおりです。案内図は総会資料22ページのとおりでございます。主な耕作者は、借受人です。調査年月日は、令和4年5月9日 立会いは、借受人、会長、職務代理、A班、そして私です。過去1年間の労働日数は年250日。土地の案内につきましては、先ほど番号1で説明いたしました土地の所在とほとんど同じですが、申し上げます。■■■■を西の■■■■へ207m、■■■■を左折、南へ入りまして、■■■■の前を通り、信号から208m、■■■■■■■■■■と■■■■の間を右折し、西へ77m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、インゲン2作、カボチャ1作、八ツ頭14作、サトイモ2作、京イモ3作が全面的に作付されておりました。年間の作付け状況ですが、春夏秋冬で作付け地のほとんどが現在作付けの八ツ頭、サトイモ、京イモで、夏秋冬にわたり栽培管理、収穫を行うということで、作物によっては春から種まき、植え付けを行うということでございました。出荷先等ですが、■■■■と■■■■になります。指摘事項は、特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、認定都市農地の利用状況の報告書の通り、適正に耕作されていた回答をいたします。

議長 次に、議案第6号 番号3 認定都市農地の利用状況の報告書について上程いたします。

総会資料 議案第6号 認定都市農地の利用状況の報告書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和4年5月13日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治
番号3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況田 面積353㎡ 地番■■■■
登記簿畑 現況田 面積598㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況田 面積181㎡
面積合計1,132㎡ 貸付人 ■■■■ ■■■■ 借受人 ■■■■ ■■■■
契約期間 2021年3月25日から2026年3月24日まで 種類 使用貸借

議長 本件は、■■■■委員本人の議案でありますので、昭島市農業委員会会議規則第10条（議事参与の制限「委員会の委員は、自己または、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」）に基づき退席願います。暫時休憩いたします。（■■■■委員退席）

議長 再開します。

事務局より補足説明願います。

農政係長

はい。総会資料 29 ページになります。上の方の「イ：生産した農作物 5 割以上昭島市内で販売する計画」ということですが、ほぼ全量学校給食に提供していただいております。また下の方にある、「周辺農業に周辺住民の生活環境と調和した工作を継続していくため、■■■■さんは下記の作業に年間 15 日」とありますが、こちらはお米を作っているのです、■■■■の年間の作業日数が少ないため 15 日以上となりますので、よろしく願いいたします。
以上補足でございます。

議 長

はい、ありがとうございます。
続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の 6 番 細井委員説明願います。

6 番委員

はい、説明いたします。
番号 3 貸付人、借受人及び土地の所在は、総会資料 16 ページのとおりです。案内図は総会資料 27 ページのとおりでございます。主な耕作者は、借受人です。
調査年月日は、令和 4 年 5 月 9 日 立会いは、借受人、会長、職務代理、A 班です。過去 1 年間の労働日数は年 160 日。土地の案内につきましては、■■■■より南方向へ約 320m 直進。直進しますと■■■■がありまして、その■■■■を通り右方向へ約 500m 直進した左側の農地です。農地の状況ですが、全面にわたって耕耘されておりました。これを荒くれと言うそうで、私初めて聞きました。北側隣地との境には、水を張った時の水漏れ防止用に盛土が約 60 c m の幅でしてありました。また、西側土手との境にあった稲を干すための丸太やパイプ、これは 1 年前の貸借の際に指摘した点ですが、これは綺麗に除去されておりました。その他よく除去、除草をされておりました。年間の作付け状況は、春は、草刈り、荒起こし、施肥、水入れなどを行い、田植えを行います。夏は、草刈り、あとは水管理。秋は、草取り、草刈り、水管理の後コンバインで稲刈りを行います。冬は、荒起こしと耕耘を行うとのこと。主な出荷先は、学校給食となっております。令和 3 年度は 310 k g を出荷しました。指摘事項は、特にありません。
以上です。

議 長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議 長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

議 長

ご異議ないものと認め、本件については、認定都市農地の利用状況の報告書のとおり、適正に耕作されていた回答をいたします。
議案第 6 号 番号 3 の審議が終了いたしましたので、■■■■委員の入室を願います。
暫時休憩をいたします。

議 長

再開します。本件については、ご異議ないものと認められたことを報告します。

議 長

次に、報告第 1 号 番号 1 農地法第 3 条の規定による届出についてでございます。

す。

総会資料

報告第1号 農地法第3条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積852㎡ 届出人
■■■■ ■■■■ 届出理由 相続 令和3年8月31日 ■■■■ 死亡の
ため。

議長

当該農地の利用状況について説明願います。
10番 木野委員説明願います。

10番委員

はい、説明いたします。
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料32ページのとおりです。調査年月日は、令和4年5月9日 土地の案内につきましては、■■■■から南に300mほど進み、■■■■を■■■■に150mほど進み、信号機を左に曲がり450mほど進み、■■■■手前の路地を右に曲がり60mほど進んだ■■■■北側の農地です。農地の状況は、耕耘済みで、西側にタネ用のネギが10本ありました。周囲の状況は、東側は、■■■■。南側は、作業所と資材置き場。西側は、住宅と栗畑。北側は、住宅です。その他は特にありません。
以上です。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第3条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長

次に、報告第2号 番号1 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料

報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積237㎡ 届出人
■■■■ ■■■■ 転用目的 自用住宅

議長

当該農地の利用状況について説明願います。
9番 指田委員説明願います。

9番委員

はい、説明いたします。
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料34ページのとおりです。案内図は35ページの通りです。調査年月日は、令和4年5月10日 土地の案内につきましては、■■■■を北に60m進み右折、■■■■から90m進み■■■■を右折し、75m進んだ右側の土地です。農地の状況ですが、敷地内は庭と農地を含んだ住宅ということで、当該場所については、地盤面の約70%がアスファルト敷設されております。周囲の状況ですが、東側は、道路。南側は、申請者の住宅。西側は、畑。北側は、畑とビニールハウス2棟が建っていました。転用事業の関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長

次に、報告第2号 番号2 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料

報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決）

番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積165㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積57㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積3.3㎡ 総面積225.3㎡ 届出人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 住宅建設

議長 当該農地の利用状況について説明願います。
8番 篠委員説明願います。

8番委員 はい、説明いたします。
番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料34ページのとおりです。案内図は36ページのとおりです。調査年月日は、令和4年5月10日 土地の案内につきましては、■■■■を■■■■に■■■■へ、■■■■を經由して187m進み、■■■■の手前を北へ15m進んだ左側の土地になります。農地の状況ですが、2階建て住宅の建設中で、ほぼ完成の状態になっておりました。周囲の状況ですが、東側は、住宅。南側は、住宅。西側は、2m70cmの道路。北側は、2m90cmの道路でした。転用事業の関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号3 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
番号3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況駐車場及び公衆道路 面積674㎡ 届出人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 共同住宅

議長 当該農地の利用状況について説明願います。
8番 篠委員説明願います。

8番委員 はい、説明いたします。
番号3 申請者名及び土地の所在は、総会資料34ページのとおりです。案内図は37ページのとおりです。調査年月日は、令和4年5月10日 土地の案内につきましては、■■■■を■■■■に■■■■へ200m進み、■■■■を右折、北へ通称■■■■を■■■■と■■■■を經由して403m進んだ左側の土地になります。農地の状況ですが、令和4年7月1日着工予定の共同住宅建築計画のお知らせの立て看板がありまして、現在は■■■■として使用中でございました。周囲の状況ですが、東側は、4mの道路。南側は、3m40cmの道路。西側は、7m10cmの道路。北側は、3階建てのアパートでした。転用事業の関連する特記事項は特にありません。
今日の机上資料の中に、右上に「報告第2号 番号3」と書かれている資料がございます。これでいきますと、道路に三角形の形で土地がはみ出ているのですが、現状全くそういったことはございませんでした。事務局で情報がございましたらお願いします。

農政係長 はい、事務局。
総会資料37ページの下の方で、地番■■■■という公図がございまして、それを拡大すると机上資料の図になります。わかりづらいのですが、現況の筆は道路部分まで斜めに出ている部分がありまして、こちらは区画整理用に先に道路を入れているというお話でした。図面、現況、公図で違いがあったため、この資料をいただきまして、皆様に分かりやすいように机上に置かせていただきました。

以上でございます。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第3号 番号1 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積874㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積627㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,213㎡ 総面積2,714㎡ 譲受人■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有権移転 分譲住宅

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
2番 鈴木委員説明願います。

2番委員 はい、説明いたします。

番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料38ページのとおりです。案内図と公図は総会資料39ページを参照してください。調査年月日は、令和4年5月10日土地の案内につきましては、■■■■を■■■■に向かいまして、■■■■を左折、約100m先の■■■■の手前を左折し、約100m進んだ右側の土地になります。農地の状況は、梅畑であると思われませんが、雑草雑木が生い茂り、また高さ10mから15mぐらいのケヤキの大木が2本あり、足の踏み場がないような状況でございました。また、梅の古木が35本と、伐採済みの古木が15本くらいありましたが、正確には確認できず、とても農地と認められる状況ではありませんでした。周囲の状況ですが、東側は、農地。地番■■■■が畑、地番■■■■にはビニールハウスがありました。南側は、幅員5m及び一部4mの公道になります。西側は、幅員6mの公道。北側は、梅畑でした。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第3号 番号2 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積727㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積604㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積9.91㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積9.91㎡ 総面積1,350.82㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有権移転 建売住宅

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明いたします。

番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料38ページのとおりです。案内図と公図は総会資料40ページを参照してください。調査年月日は、令和4年5月10日

土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■より■■■■■へ30m直進し左折、120m直進した左側の土地になります。農地の状況は、宅地造成中で、ほとんど更地となっていました。また、大型ショベルカーが2台ありまして、まだ終わっていない様子でした。また東側と西側に道路がありますが、道路との境は材木とロープで囲まれていました。周囲の状況ですが、東側は、道路。南側は、植木の圃場。西側は、■■■■■と言われている道路。北側は、アパートと戸建て住宅でした。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第3号 番号3 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積99㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有権移転 宅地敷の一部。

議長 当該農地の利用状況について説明願います。
4番 石川委員説明願います。

4番委員 はい、説明いたします。
番号3 申請者名及び土地の所在は、総会資料38ページのとおりです。案内図と公図は総会資料41ページを参照してください。調査年月日は、令和4年5月9日土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■から北へ約167m進み、■■■■■の手前で右折、東へ約226m進み突き当りの丁字路を右折して、南へ約53m進み左折して、約41m進んだ突き当りの■■■■■北側にある■■■■■に面した三角形の土地です。農地の状況は、プラム2本、キウイ1本、雑木1本があり、畑全体が綺麗に除草されていました。周囲の状況ですが、東側は、■■■■■。南側は、共同住宅。西側は、住宅。北側は、■■■■■となっています。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者

議長

委員

委員